

令和3年度第1回 基山町情報公開審査会会議録

日 時 令和4年3月23日(水)

10時00分～11時00分

場 所 基山町役場 4階 401会議室

○出席者○

【委員】(敬称略)

江崎匡慶、原憲一、児玉弘、田口英信、内山敏行

【事務局】

総務企画課長 熊本 弘樹

総務企画課文書法令係 係長 下川 真広

主査 高木 英斗

○会議録○

1 開会

(事務局により開会)

2 会長挨拶

(会長から挨拶)

3 議事

(1) 令和3年度情報公開条例、個人情報保護条例運用状況報告について

(事務局から令和3年度運用状況について説明)

以下要点筆記

委員:コミュニティバスの情報公開請求について、文書不存在により非公開となっているが、車検証等が無いわけないと思うがどうということか。

事務局:コミュニティバス事業が委託事業となっており、請求文書については委託業者の保管文書で町保有の文書ではないため非公開となっております。

委員:下水道布設図の請求が大量にあっていて、情報公開手続事務に要する職員の手間が多いと思うが、どの程度なのか。

事務局:請求された下水道布設図の写しをもとに請求をした業者と建設課が打合わせを行っていますので、情報公開請求にかかわらず打合せのために下水道布設図の写しが必要となります。また、写しの交付も、請求があれば即時に交付していますので、職員

の手間としては情報公開制度の有無にかかわらずほぼ変わらないと考えています。

委員：情報公開の請求は町民に関わらず何人もできるのか。

事務局：できます。

委員：職員の名簿等、ホームページや広報等で既に公開している公文書でも、写しの交付が必要となれば情報公開制度の手続きを取らねばならず、職員に手間がかかっている。国の動向等を注視し改善して欲しい。

委員：民間同士の書類のやりとりはほぼインターネット上のみになっているし、4月からは国への手続きもインターネット上で行うことに移行していている。全国的にDX化が進んでいるので、基山町も職員、町民お互いの手間を減らすことに繋がりますので、様々なツールを活用してDX化を進めてほしい。

事務局：DX化に関しましては、令和7年度までに市町の手続きもインターネット上で行うように移行していく流れがひとつあります。また、4月から行う申請書等の押印廃止もDX化の流れを進めるのではないかと考えています。

委員：コロナ禍で対面でのやり取りができなくなっている等DX化は当初の予定よりも加速していているので、流れに遅れずに進めてほしい。ただし、高齢者等デジタルツールの活用が苦手な方へは十分な配慮をお願いする。

委員：資料の情報公開実施状況表は請求日の時系列順に並んでいるが、請求のほとんどが下水道布設図であり、それ以外の請求が合間合間にでてくる。下水道布設図以外の請求を審査したいとなっても探すのが大変だし、見づらい。下水道布設図だけを別枠にする等、資料を見やすくできないか。

事務局：次回の資料作成において改善させていただきます。

委員：補助金の執行状況の浄化槽維持管理費補助金は、交付先と交付金額をみるに消耗品の修理に対する補助しかしていないと思うが、維持管理に関する補助についてはどのような状況か。

事務局：維持管理に関する補助は令和3年度からの開始となっていますので、来年度の報告書では状況をお示しできると思います。

委員：維持管理補助金の申請手続きは、手続きに慣れていない人にとっては大変な作業だと思うので、申請を躊躇しているような方への周知や申請のサポートをしてほしい。せっかく作った補助金の制度なので、是非利用してもらった方が良く思う。

事務局：議会からも同様の要望があがっていて、建設課がしっかりと対応していくと回答しております。

委員：下水道布設図以外にも、情報公開の請求日と公開日が同日のものが多くあるが、これは、請求に対してすぐに公開できるような制度があるのか。

事務局：条例で即時公開という制度を設けていまして、本来の情報公開までの手続きは、請求を受け、書面で決定通知をして公開という流れですが、即時公開をしていい公文書に関しては決定通知を書面ではなく口頭でしてよいとなっており、この規定を用いて即時に公開しております。

委員：即時で公開できるものとできないものの判断はどのようにしているのか。

事務局：基本的にはこれまで即時で公開して問題が無かったものやホームページや広報等で既に公開しているものを即時で公開しています。それ以外については担当課の判断にはなりますが、判断に悩むものについては文書法令係にて必ず審査をしています。

委員：職員の手間も減らすすい制度だと思いますが、一度出した情報は取り戻すことはできませんので、判断は慎重に行ってください。

委員：不正アクセスや業務の誤り等で情報漏えいが起きた場合は、すぐに公表するような制度はあるのか。

事務局：これまでもそうでしたが、条例に抵触するような誤りや情報漏えいが起きた場合は、マスコミも含めてすぐに公表しています。

委員：いいことも悪いことも含めてすべてしっかりと公表することが行政としては大事だと思うので、今後ともよろしくお願ひしたい。

委員：情報公開実施状況表に関しては、全部公開、一部公開、非公開でまとめ直す、また、一部公開、非公開はその理由まで記載し、その理由毎の件数を記載する等内容を審査しやすい形にしていきたい。

事務局：次回の資料作成において改善させていただきます。

委員：一部公開や非公開の決定に対して、請求者にその決定が不服なら審査請求ができることは伝えているか。

事務局：決定通知書に審査請求についての教示分を記載しています。

(2) その他

事務局：国の改正に合わせて個人情報保護条例の改正を令和4年度中に行います。

会 長：他になければ、終了いたします。

～11時00分閉会～